

労働保険（労災保険・雇用保険）の新規加入手続きのご案内

1. 手続きの概要等

(1)一元適用事業所の場合(下記二元適用事業を除く)

まず最初に労働保険の成立の届出を、労働基準監督署で労災保険と雇用保険を一緒にします。その後、公共職業安定所で事業所の設置届及び労働者の雇い入れの届けをします。

届出順	届出先	概要	届出書類
①	(労災保険所掌) 高知労働基準監督署	労働(労災・雇用)保険の対象事業所であることの届出と保険料の申告・納付のための労働保険番号の交付を受け、当該年度末までの概算保険料の申告・納付を行う	◆ 労働保険保険関係成立届(様式1号) ◆ 労働保険料 概算・増加概算・確定保険料申告書(様式6号)
②	(雇用保険所掌) 高知公共職業安定所	労働保険保険関係成立届の届出の後、雇用保険の加入手続き(雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届の届出)をする	◆ 雇用保険適用事業所設置届 * 労働基準監督署交付の労働保険保険関係成立届の事業主控を添付すること ◆ 雇用保険被保険者資格取得届(様式2号)

(2)二元適用事業所の場合

※二元適用事業とは、土木建設、設備工事等事業、農林水産業など(詳細は事前にご確認ください)

労働保険の成立手続きを労災保険と雇用保険を別々にします。

届出順	届出先	概要	届出書類
どちらを先に届出しても可	(労災保険所掌) 高知労働基準監督署	労災保険の対象事業所であることの届出と保険料の申告・納付のための労働保険番号の交付を受け、当該年度末までの概算保険料の申告・納付を行う	◆ 労働保険保険関係成立届(様式1号) ◆ 労働保険料 概算・増加概算・確定保険料申告書(様式6号)
	(雇用保険所掌) 高知公共職業安定所	雇用保険の対象事業所であることの届出と保険料の申告・納付のための労働保険番号の交付を受け、当該年度末までの概算保険料の申告・納付を行い、雇用保険の加入手続き(雇用保険適用事業所設置届及び雇用保険被保険者資格取得届の届出)をする	◆ 労働保険保険関係成立届(様式1号) ◆ 労働保険料 概算・増加概算・確定保険料申告書(様式6号) ◆ 雇用保険適用事業所設置届 ◆ 雇用保険被保険者資格取得届(様式2号)

*届出書類に添付し提出あるいは記載事項確認のための持参書類等は次面をご覧ください。

2. 届出書類と届出書類に添付し提出する書類あるいは記載内容の確認をするための持参書類等

◆ 労働保険関係成立届(様式1号)

◆ 労働保険料 概算・増加概算・確定保険料申告書(様式6号)

労働保険の成立日から当該年度末までの労働者全員の賃金額(概算額)を算出し来所願います

◆ 雇用保険適用事業所設置届

労働基準監督署交付の労働保険関係成立届の事業主控(一元適用事業所の場合)

事業所の所在地(事業をしている場所)を確認する書類

登記簿謄本(個人事業主の場合は事業主の住民票の写し)

* 登記の住所(個人事業主の場合、住民票の住所)と事業所の所在地(事業をしている場所)が異なる場合

事業所の所在地のわかる書類として不動産契約書、事業所所在地の記載された公共料金の請求・領収書

事業の実在、種類、開始年月日、他の社会保険の加入状況等の確認できる書類

営業許可証(営業許可が不要の場合は取引先等への納品・請求書、税務関係書類、原料買付・出荷・売上の各伝票など)工事(請負)契約書、不動産契約書、源泉徴収簿、他の社会保険の適用関係書類など

労働者の雇用実態、賃金支払い状況等の確認できる書類

賃金台帳、労働者名簿、出勤簿、在籍従業員名簿(役員を含む全員)など

事業主の登録印鑑

雇用保険に関する届出に使用する印鑑を登録します

* 設置事業所の事業によっては別途上記以外の確認書類をお願いする場合があります

◆ 雇用保険被保険者資格取得届(様式2号)

労働者名簿、出勤簿、雇用契約書・雇用条件通知書・雇入通知書など

資格取得する被保険者によっては別途確認書類を提出いただく場合があります

* 各届出書類・様式は各署所にありますので事前にご確認、問い合わせをお願いします。

◇ 高知労働基準監督署 労災課 (高知労働総合庁舎1F)

〒780-8526 高知市南金田1-39 Tel 088-885-6031(代表)

受付時間 月曜から金曜(祝祭日・年末年始を除く) 8:30~12:00・13:00~17:15

◇ 高知公共職業安定所 雇用保険適用課

〒781-8560 高知市大津乙2536-6 3F Tel 088-878-5330(直通)

* 雇用保険の届出はコンピューターシステムによる処理のため、稼働時間が17:15までとなっておりますので時間に余裕を持って来所ください。